

死後離婚とは？

～姻族関係終了届～

令和7年2月作成



死後離婚という言葉聞いたことがあるでしょうか？最近ネットで情報サイトを見ると見かけることが増えてきた気がします。

「死後離婚」という用語が使われることが多いですが、正式には「姻族関係終了届」といいます。厳密には死亡した配偶者との婚姻関係を過去にさかのぼってなかったものにするという手続きではありません。そのため、姻族関係終了届を提出しても亡くなった配偶者の財産債務は相続することになります。万が一、亡くなった配偶者の借金を相続したくない等の事情があれば、相続放棄の手続きをする必要があります。

では、なぜ死後離婚のような用語が使われるのか、姻族関係終了届という手続きがあるのでしょうか。これには「亡くなった配偶者の親兄弟との扶養関係を解消する」という目的があります。民法第 877 条 1 項で「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある」と定められています。そうすると亡くなった配偶者の親の扶養義務は負わないこととなりますが、同条 2 項に「家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる」と定められています。ここでさらに親族の定義を確認する必要があります。民法 725 条には「親族とする」ものとして「一 六親等内の血族、二 配偶者、三 三親等内の姻族」と定められています。つまり、配偶者の親の扶養義務を家庭裁判所が負わせることができます。そのため、**厳密には当然に扶養義務を負うものではないとしても、義理の両親や親族から「子供の配偶者が義両親の面倒を見るのは当然だ」という扱いを受けることも少なくありません。**状況によっては、他の扶養義務者が面倒を見ることもできるにもかかわらず、配偶者が生前、義両親と同居していたような場合等にはその様な扱いを受けがちです。

もちろん生前の関係が良好で、進んで扶養する（面倒を見る）こともあるでしょうが、そうでない場合、その負担や相手との関係を避けたいと思うこともあるでしょう。そのような場合に、この**姻族関係終了届を提出すれば他に扶養できるような親族がない場合であっても、家庭裁判所からも扶養義務を負わされるようなことはなくなります。**

では、具体的な手続きの方法・時期はどうなっているのでしょうか。**姻族関係終了届は配偶者の死亡届が役所へ提出された後であればいつでも提出することができます。**また、届出に必要な手続きは、姻族関係終了届と必要書類（市区町村により異なる場合があるので事前に確認するほうが良い）を提出するだけです。婚姻届けのように**証人も必要ありません。**この届出により**他の親族等へ連絡がいくようなこともありません。**また、苗字に関して**婚姻前の氏に戻りたい場合は、別途、復氏届を提出することにより旧姓に戻ることもできます。**また、子がいる場合、子を自分の戸籍に入れたい場合は、家庭裁判所に「子の氏の変更許可申立書」を提出して許可を得て、市区町村役場に「入籍届」を提出する必要があります。

注意点としては姻族関係終了届を一度提出すると、事後に姻族関係を復活させることはできません。将来事故や病気で自らが面倒を見てもらう必要が出た場合などには義両親を頼ることはできなくなります。

